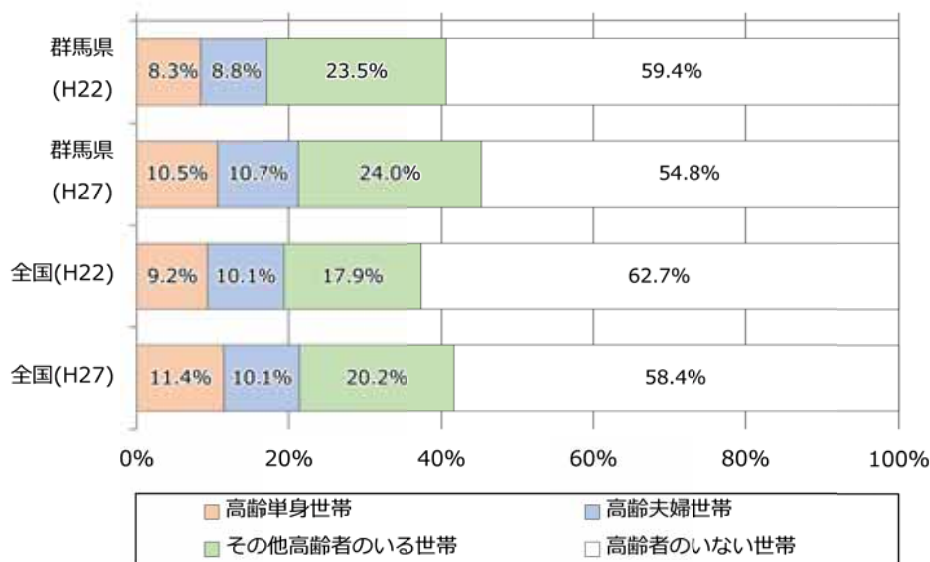


⑥高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は年々増加傾向にあり、平成27年では全世帯の4割を超えています。そのうち2割が高齢者のみの世帯（高齢単身世帯、または高齢夫婦世帯）となっています。

全国値と比較すると、高齢者のいる世帯は同程度となっていますが、高齢単身世帯は全国値よりも低く、その他高齢者のいる世帯が3.8ポイント高くなっており、高齢者と同居している世帯が多いことがうかがえます。

■ 高齢者の有無別世帯割合【図17】

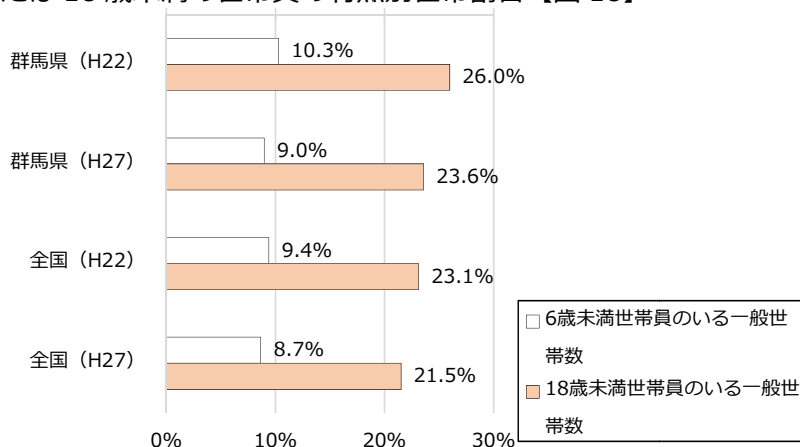


資料：H27 国勢調査

⑦子育て世帯

子育て世帯として想定される6歳または18歳未満の世帯員のいる世帯を見ると、減少傾向が続いており、平成27年では6歳未満の世帯員のいる世帯が9.0%、18歳未満の世帯員のいる世帯が23.6%まで減少しています。この値は、全国より若干高くなっています。

■ 6歳または18歳未満の世帯員の有無別世帯割合【図18】



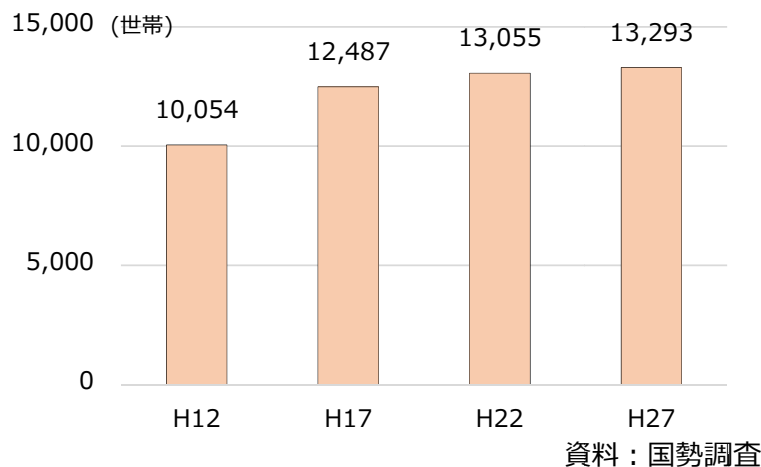
資料：H27 国勢調査

⑧母子・父子世帯

母子・父子世帯は増加傾向が続き、平成27年には13,293世帯に達しています。

※ 母子・父子世帯：未婚、死別又は離別の女親又は男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯をいいます。

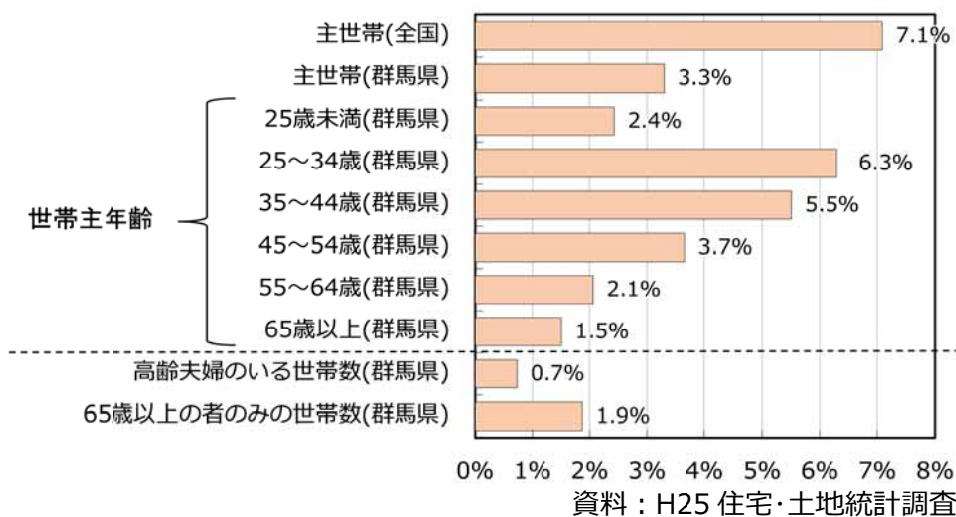
■母子及び父子世帯の合計の推移【図19】



⑨居住水準

世帯主年齢別に見ると、最低居住面積水準では、25～34歳に達成できていない割合が最も高く、次いで35～44歳、45～54歳となっています。

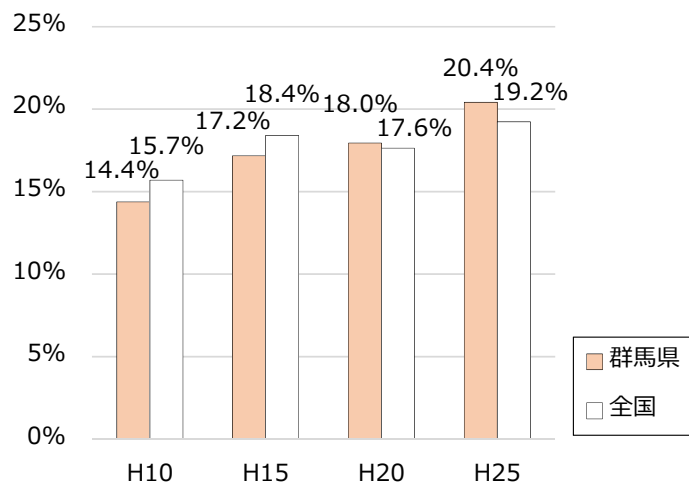
■世帯主年齢別最低居住面積水準未達割合【図20】



⑩年収の低い世帯

本県の年収が200万円未満の世帯は20.4%で、全世帯の約5分の1を占めています。これらの世帯の多くが公営住宅の入居基準を満たしていると考えられ、住宅セーフティネットの対象となることが想定されます。

■年収200万円未満世帯率の推移【図21】



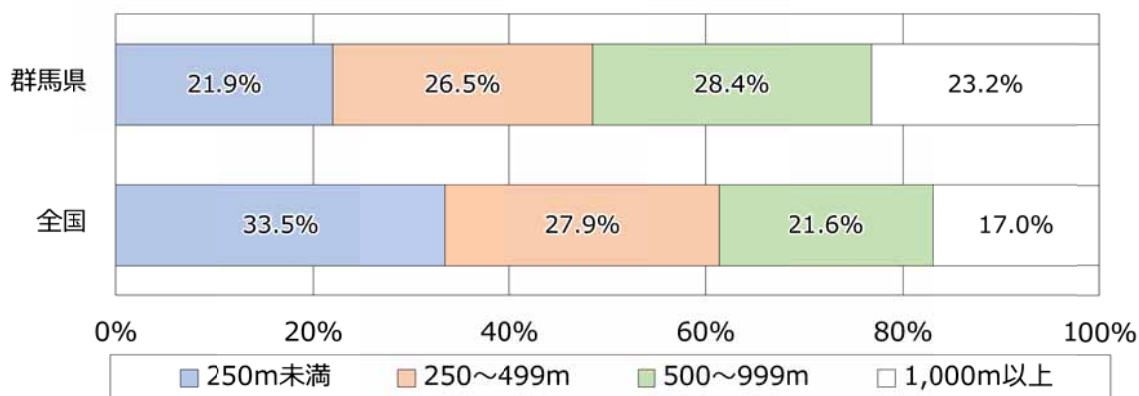
資料：住宅・土地統計調査

(4) 最寄りの施設までの距離

①医療機関

本県の最寄りの医療機関までの距離は、250m未満内が21.9%となっており、全国と比較すると、11.6ポイント低くなっています。250m～499m未満内に医療機関がある割合は、26.5%と全国値に近い値を示しています。

■最寄りの医療機関までの距離【図22】



資料：H25 住宅・土地統計調査

2. 住宅政策の課題

(1) 主要な課題

我が国に本格的な人口減少社会が到来する中で、国は「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、取組を進めています。本県においても、人口減少対策を土台に据えて、第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」と「群馬県版総合戦略」を一体的に進めており、「群馬で暮らし始めたいくなる」、「群馬に住み続けたいくなる」、「群馬で家族を増やしたいくなる」を実感できる社会を目指して施策を推進しています。

住宅政策においても、その一翼を担うことが求められており、施策の最終的な対象となる「ひと」、ひとが暮らす「まち」、まちを構成し、人が住まう「すまい」について、特に力を入れていくことが重要になります。

このような背景のもと、群馬県の現況を踏まえ、主要な課題を設定します。具体的には、「ひと」については少子高齢化などを踏まえて「若年世帯・子育て世帯等住宅困窮世帯の支援」、「まち」については人口減少などを踏まえて「住み続けられる持続可能な地域づくり」、「すまい」については空き家の増加などを踏まえて「既存住宅ストックの活用」の3つを主要課題とします。

①若年世帯・子育て世帯等住宅困窮世帯の支援

本県は、平成16年をピークに人口減少に転じ(11頁図12参照)、特に子どもの減少(13頁図15参照)、子育て世帯の減少が著しくなっています(14頁図18参照)。さらに、最低居住面積水準未達の割合が特に若年世帯で高いなど(15頁図20参照)、若年世帯・子育て世帯を取り巻く居住環境は厳しい状況となっています。

このような人口減少社会においては若年世帯・子育て世帯の環境を良好なものとし、子育てがしやすいまちづくりを推進することで若年世帯・子育て世帯の増加を図る必要があります。近居や同居等の関連施策を検討することにより、就業しながらも子育てがしやすい等、若年世帯・子育て世帯に配慮することも重要です。

また、新たな住生活基本計画(全国計画)では、「結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現」が目標1に掲げられています。本県においても、人口減少対策を大きな課題と捉え、群馬県版総合戦略において「結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」が戦略として位置づけられており、住宅政策と子育て政策の連携が重要です。

一方で、低所得者世帯、ひとり親世帯、高齢単身・夫婦世帯などの増加も見られます。若年世帯・子育て世帯を含め、これらの世帯は民間賃貸住宅において入居を拒まれる場合があります(11頁図11参照)、住宅確保要配慮者として住宅への円滑な入居を支援する必要があります。

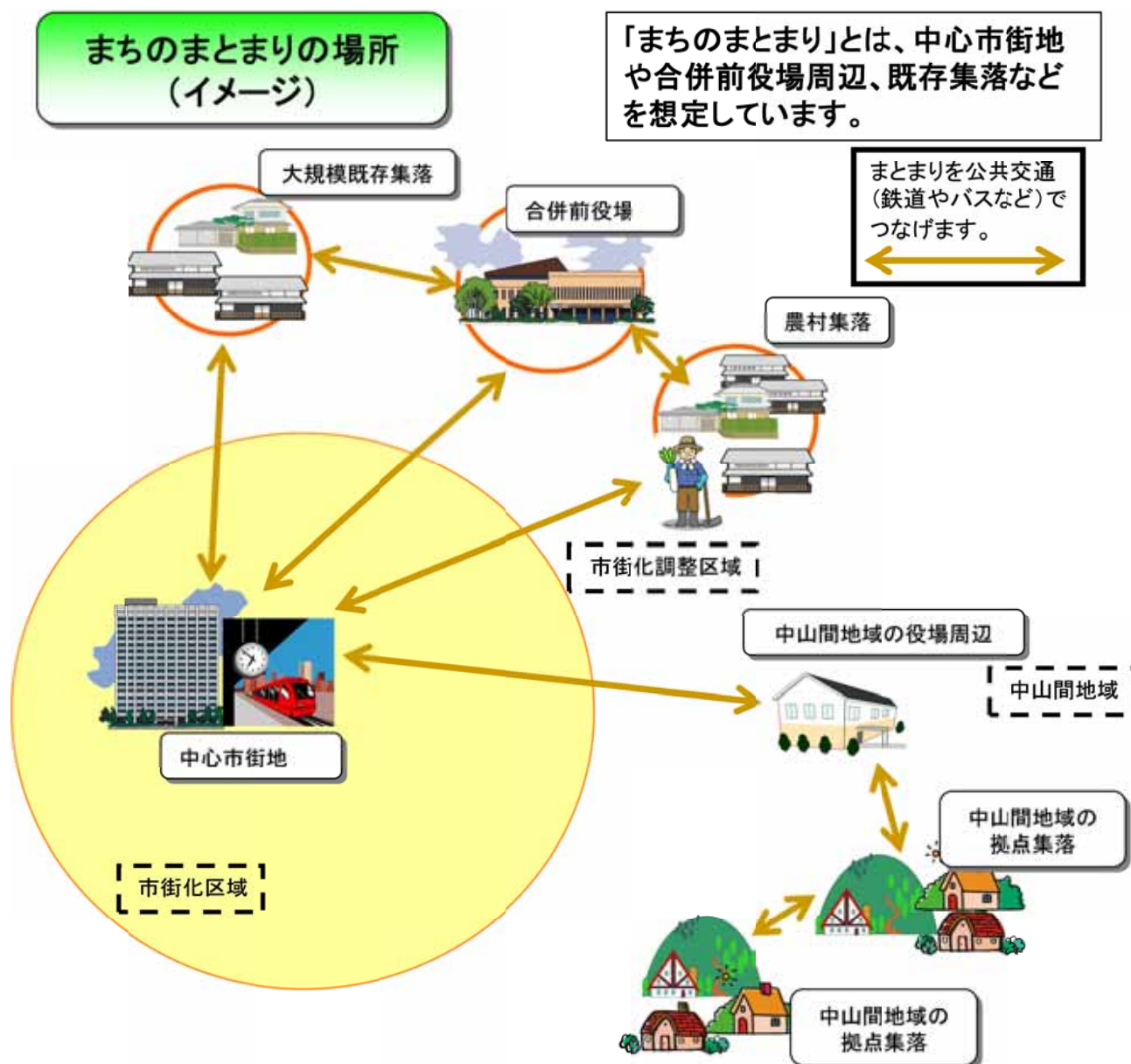
②住み続けられる持続可能な地域づくり

本県は県全体で人口が減少し(11頁図12参照)、高齢化率も全国値を上回っている中で(13頁図16参照)、一部の市町村は人口が大きく増加しているなど、地域格差が起こっています。一方で生活利便性を見ると、医療機関までの距離も全国値と比べ遠い住宅が多いなど(16頁図22参照)、地域における居住環境は厳しい状況となっており、住み続けられる地域の存続について懸念されます。

このような中で本県では、ぐんま“まちづくり”ビジョンにおいて、徒歩や公共交通での移動を容易にし、生活を支えるサービスを享受しやすい「まちのまとまり」を意識したまちづくりを進めることとしています。ぐんま高齢者あんしん住まいプランなどでは、地域の実情に応じて住民の参加を得ながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むための「地域包括ケア」を進めています。また、人口動態の社会減は改善しつつあるものの、各地域で市町村や団体やNPO等が行っている移住・定住に関する取組も継続が必要です。

そのため、地域のコミュニティの担い手づくりや地域包括ケア等による住み続けられる居住環境の整備、誰もが安心して暮らせるユニバーサルデザインによるまちづくりなどにより、持続可能な地域づくりを行うことが重要です。

参考：ぐんま“まちづくり”ビジョンにおける「まちのまとまり」のイメージ



③既存住宅ストックの活用

本県では、人口が減少していながらも世帯数は増加しており(11 頁図 12 参照)、住宅着工数は近年横ばいで推移しています(10 頁図 9 参照)。また、空き家率は増加傾向にあります(6 頁図 1 参照)。中でも放置された空き家と考えられる、いわゆる「その他空き家」の割合が高くなっています(7 頁図 3 参照)。その他空き家は腐朽・破損しているものが多いことから(7 頁図 4 参照)、管理の適正化や発生抑制、除却などの対策が必要です。また、中古住宅の流通が少ない本県(10 頁図 10 参照)では、賃貸用の空き家や腐朽・破損がないその他空き家の利活用を促進することで、市場での流通を活性化させることも重要です。

また、住宅に係る経済的負担の軽減や廃棄物・二酸化炭素排出量の削減に向けて、長く使える質の高い住宅が求められます。しかし、本県は持ち家率が高い一方で(8 頁図 5 参照)、リフォームを実施している住宅が少なく(9 頁図 8 参照)、低いバリアフリー化率(9 頁図 7 参照)、取組が遅れている耐震改修(8 頁図 6 参照)など状況の改善が必要です。

国は、新たな住生活基本計画(全国計画)で空き家に関する施策を大幅に拡充しており、予防や適正管理、活用、除却に関する施策を推進することとしています。本県では、総合計画において移住促進の施策として「新たな生活や活動拠点として空き家の活用を促進します」と位置づけるなど、空き家の利活用を促進しています。

既存住宅を適正管理するとともに、リフォーム等により性能を維持・向上させていくことで、質の高い住まいづくりを行うことが重要です。

(2) その他の取り組むべき課題

①住宅に関する情報を得られる環境の充実

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターへの新規相談件数は平成27年度に2万8千件を超えて過去最多となるなど、増加が続いています（全国）。多くの県民が、住宅に関する情報提供を求めている一方、住宅に関する情報提供（相談）を行っている「ぐんま住まいの相談センター」は、県民にあまり知られておらず、ぐんま住まいの相談センターに寄せられる相談件数は、設置当初からは増加したものの、ここ数年横ばいとなっています。そのため、県民が住宅に関する情報を得たり、相談したりできる環境の充実が必要です。

②住教育の必要性

公的賃貸住宅の直接供給以外の施策について、そのほとんどは県民が主体的に行う行為への支援となることから、まずは「県民に住みよい住宅とは」あるいは「暮らしやすい住環境とは」「災害に強いまちとは」などについて知ってもらう必要があります。

このため、子どもたちは家や地域に対する想いを育み、これから家を建てようとする方には、どうすれば良い家を建てられるか、健やかな老後を迎えようとする方には、どのような住まいが安心なのか、これからも群馬県で暮らしたい方には、住み続けられるまちとはどんなまちかなどに対して、まずは自ら考えてもらう住教育が重要です。

③「まちのまとまり」の必要性

県内では、高崎市の中心市街地の人口は近年増加しているものの、前橋市、伊勢崎市、太田市の中心市街地の人口は現在ほぼ横ばいとなっています。これらを含む都市のまちなかでは、地域コミュニティの喪失、日常生活に必要な商店の撤退、空き家・空き地の増加など、空洞化が見られます。

一方で、過疎化の進行している中山間地のみならず、分譲後数十年を経た大規模住宅団地では住み替えが進まず、団地住民の高齢化や空き家の増加により地域の活力を失いつつあります。

はばたけ群馬・県土整備プランに掲げる本県の将来像として、「自然と共生し、未来に向けて、持続的にはばたける地域」となることを目指し、「地域の個性を活かした魅力ある地域づくり」に取り組む必要があるとしています。また、ぐんま“まちづくり”ビジョンにおいては、徒歩や公共交通での移動が容易で、生活を支えるサービスを楽しみやすい、中心市街地をはじめとする旧市街地や合併前の役場所在地、農林業の拠点となる集落などに形成する「まちのまとまり」を意識した施策を展開するとしています。

「まちのまとまり」を意識して、まちなか、大規模住宅団地及び中山間地における地域居住の再生を図る必要があります。

④環境問題への対応（省エネルギー対策）

世界規模で地球温暖化が進む中で、我が国においても温室効果ガスのうちで大きな割合を占める二酸化炭素（CO₂）の削減に向けた低炭素社会の実現に向けた取組が進められています。

特に増加傾向にある業務その他部門、家庭部門のエネルギー起源CO₂の排出削減を強力に進めるため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」が平成20年と平成25年に改正されています。住宅・建築物分野において、平成20年の改正では、大規模建築物について省

エネ措置が著しく不十分な場合の命令・罰則の導入や一定の中小規模建築物の省エネ措置に関する届出等が義務化されました。平成25年の改正では、住宅・ビルや他の機器のエネルギーの消費効率の向上に資する建築材料等が新たにトップランナー制度(省エネ基準を商品化されている製品のうち最も省エネ性能が優れている機器の性能以上に設定)の対象に追加されました。

本県でも、これまで環境対策(地球温暖化対策)を積極的に行ってきたところであり、「群馬県地球温暖化対策実行計画2011-2020」(平成23年3月策定)においても、家庭部門における温暖化対策として、住宅の省エネルギー化を位置づけており、今後も住宅・建築の分野における省エネルギー対策を推進する必要があります。

⑤良好な家なみ・まちなみの形成支援

県内には、景観的に優れた家なみやまちなみが数多くあり、これらを守ることは、良好な家なみやまちなみの形成だけではなく、地域の文化や伝統を次世代に伝え、誇りある故郷を守ることにもつながります。また、守るだけではなく、一旦失われてしまった、あるいは失われかけている地域の家なみやまちなみの再生も必要です。

⑥県産木材の利活用促進

本県の新設住宅の年度ごとの着工戸数に占める木造住宅の割合は7割以上であり、増加傾向にあります。しかし、新設住宅着工戸数の減少に伴い、木造住宅着工戸数は平成13年度から約1万1千戸で推移していた状況から、平成21年度を境に減少し、その後、9千戸から1万戸の間を行き来しています。

ここ数年、県産木材の利用率(県産木材の供給量/県内の木材供給量全体)は上昇傾向にありますが、依然として外材の利用率が高い状況であり、県産木材を使用した住宅の普及、定着により県産木材の利活用を推進する必要があります。

本県は県土の約2/3が森林で覆われており、林業振興は地域経済の振興のみならず、環境対策や防災対策などの観点からも重要な政策であることから、建築用木材の大多数を占める住宅用建築材に県産木材の利活用の促進を図り、林業を再生させる必要があります。

⑦職人の育成

県産木材を活かした伝統技術の継承やそれを行う職人の育成も重要です。併せて、職人が減少していると言われているなかで、住宅の建設は減少しておらず(10頁図9参照)、今後も一定のニーズが見込まれることから、職人の確保とともに少人数でも住宅を建てられる生産技術の向上も求められています。

⑧災害時の緊急対応

平成23年に発生した東日本大震災では、本県においても震度6弱を観測し、死者負傷者や建物への被害が発生しました。本県では、被災者に対して公営住宅の目的外使用及び民間賃貸住宅の借り上げにより住宅を供給しました。今後も災害時の被災者の住まいの確保に向け、緊急時に応急仮設住宅の供給を速やかに進められるように準備するとともに、他県を含む被災者の受け入れに備えた公営住宅の確保など、事前対策が必要です。

第 2 章 政策の基本目標

1. 基本目標の設定

1. 基本目標の設定

本県の「ひと」、「まち」、「すまい」に着目した課題の整理の結果、次のとおり基本目標を設定します。

(1) 誰もが安心して暮らせる住まい・まちづくり

「ひと」、つまり県民は、行政が政策を行う目的そのものであり、最も重要とされるものです。そのため、若年世帯・子育て世帯や高齢者をはじめとして、全ての県民の住まいに対する不安が解消され、災害発生時においても住まいを確保できる、県民の誰もが安心して暮らせる「ぐんま」を目指します。

(2) 豊かで住み続けられる住まい・まちづくり

「まち」はそこで暮らすひとの多種多様な生活の場であり、将来にわたって受け継がれていくものです。そのため、本県の都市部、中山間部、都市近郊部など多様性の元となっているそれぞれの地域が持つ強みを活かし、居住ニーズに対応できる「まちのまとまり」を図ることで、豊かに住み続けられる「ぐんま」を目指します。

(3) いいものを長く大切に使う住まい・まちづくり

「すまい」はひとが住む器に留まらず、まちを構成する土台でもあり、県民のニーズに即した高い性能と経済性が求められます。そのため、空き家を含む既存の住宅について、県民が自らの居住ニーズに合わせてリフォーム等で手を入れることで、質の高い住宅にいつまでも住むことができる、いいものを長く大切に使う「ぐんま」を目指します。

第 3 章

施策の展開

1. 誰もが安心して暮らせる住まい・まちづくり
2. 豊かで住み続けられる住まい・まちづくり
3. いいものを長く大切に使う住まい・まちづくり

1. 誰もが安心して暮らせる住まい・まちづくり

【若年世帯・子育て世帯】

(1) 安心して子育てができる住まいの充実

①民間住宅市場における若年世帯・子育て世帯向け住宅の流通

○若年世帯・子育て世帯が求める居住性能の高い住宅の供給の支援

小さな子どもがいる子育て世帯の住宅には、広さや間取り、高い安全性、遮音性をはじめとした居住性能が求められることから、建築関係団体との連携により、その供給を支援します。

○若年世帯・子育て世帯の住み替えの支援

一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）が高齢者の持ち家を借り上げて若年世帯・子育て世帯に転貸する「マイホーム借上げ制度」を活用するなど、群馬県空き家利活用等推進協議会との連携により、若年世帯・子育て世帯が希望する住まいへの住み替えを支援します。

○若年世帯・子育て世帯の持ち家取得の支援

若年世帯・子育て世帯が早期に持ち家を取得することで、安心して子育てができる環境を確保できるようにするため、金融機関、不動産関係団体等との連携により、持ち家の取得を支援します。

②公営住宅のストックの利活用による子育て世帯向け住宅の供給

○公営住宅における子育て世帯向けの住戸の整備の推進

公営住宅において、子育て世帯に適した広さの住戸を確保するため、建替え時には2LDKなどの子育て世帯のための住戸を一定量整備するとともに、既存の住戸においても、多様な世帯に応じた住戸の提供を推進します。

○若年世帯・子育て世帯の優先入居など入居制度の見直しの推進

公営住宅に入居を希望する若年世帯・子育て世帯が希望どおり入居できるようにするため、抽選倍率の優遇や若年世帯・子育て世帯向けの入居枠を確保するなど、入居制度の見直しを行います。

(2) 子育てに配慮した良好な地域づくり

①助け合いによる子育て体制づくり

○同居・近居の支援

子育て世帯とその親世帯が、お互いを見守り合うなど世代間で助け合うことで、安心して暮らせるようにするため、同居・近居を希望する世帯の支援を行います。

○地域コミュニティによる見守り体制づくりの支援

子どもを自治会・町内会、NPOをはじめとした地元組織で支え、育むなど、地域コミュニティで見守る体制づくりを支援します。